

## ■ 給与支払報告書(個人別明細書)の記入例

詳しい内容は、国税庁HPの「令和7年分年末調整のしかた」及び「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

租税条約対象者の方でも、支払金額(免税対象額を含む)等は必ず記載してください。また、摘要欄に免税対象額及び該当条項(日〇租税条約△△条該当)を記載してください。

①～⑪の記入方法は、別紙『給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法』をご参照ください。

※給与支払報告書(個人別明細書)は、一人につき1枚ご提出ください。

※										※種 別		※整 理 番 号		※	
支 払 を受 け る 者		※区分								(受給者番号) (個人番号) 000333					
		① 天草市東浜町1番1号 ○○アパート101号 (住民登録地: 熊本市中央区水前寺6丁目18-1)								(役職名) 部 長					
種 别		支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額							
		内 円 6,543,210		内 円 4,792,000		内 円 4,337,345		内 円 23,100							
控除対象 配偶者 ③		配偶者特別 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数	
		有	従有	老人	特 定	老 人	内 人	従 人	そ の 他	内 人	従 人	特 親	人	内 人	従 人
○		380,000			1	1		1		2	6	1	1		
特定親族特別控除の額 ④		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
内 円 820,000		内 円 612,345		内 円 120,000		内 円 15,000									
(摘要)															
(5) (前職分) 支払金額 650,000円 社会保険料 70,000円 源泉徴収税額 9,600円 R6.9.5退職 (株)あまくさ工業 天草 一男 (身体障害 1級)															
(1) 天草 八郎(年少)、(2) 天草 九郎(年少)															
生命保険料 の金額の内訳 ⑥		新生命保険 料 90,000		旧生命保険 料 120,000		介護医療保 険料の金額 100,000		新個人年金 保険料の金 90,000		旧個人年金 保険料の金					
		住宅借入金等 特別控除適用		居住開始年月 日		年 月 日		住宅借入金等特 別		住宅借入金等年 末残高(1回目)					
住宅借入金等 特別控除可能		居住開始年月 日		年 月 日		住宅借入金等特 別		住宅借入金等年 末残高(2回目)							
(源泉・特 別 控除対象 配偶者 ⑦)		(フリガナ) アマクサ ハナコ		区分		配偶者の 合計所得		国民年金保 険料等の金額 300,000		旧長期損害 保険料の金額 680,000		所得金額 調整控除			
		氏名 天草 花子													
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2															
控除対象扶 養親族 ⑧		(フリガナ) アマクサ イチロウ		区分		1 6 歳未満の 扶養親族		(フリガナ) アマクサ シロウ		区分		5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号			
		氏名 天草 一郎				1		(フリガナ) アマクサ 天草 四郎							
個人番号 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2								個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 1		2 3 4					
3		(フリガナ) アマクサ カズオ		区分		2		(フリガナ) アマクサ ゴロウ		区分					
		氏名 天草 一男				30		(フリガナ) 天草 五郎							
個人番号 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3						3		個人番号 2 3 4 5 2 3 4 5 2		3 4 5					
4		(フリガナ) アマクサ ジロウ		区分		4		(フリガナ) アマクサ ロクロウ		区分					
		氏名 天草 次郎				50		(フリガナ) 天草 六郎							
個人番号 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4						5		個人番号 3 4 5 6 3 4 5 6 3		4 5 6					
5		(フリガナ) アマクサ サブロウ		区分		6		(フリガナ) アマクサ シロウ		区分					
		氏名 天草 三郎				50		(フリガナ) 天草 七郎							
個人番号 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5						7		個人番号 4 5 6 7 4 5 6 7 4		5 6 7					
6		外 死 本 成 年 國 亡 退 人 人 外 死 災 害 乙 欄 本人が障害者 特 別 の 他 欄 婦 そ の 他 親 母 親 生 勤 勞 學 生		中途就・退職		就職		退職		年 月 日		元 号		年 月 日	
		支 払 者													
支 払 者		個人番号又は 法人番号 ⑪ 333333333333													
支 払 者		住所(居所) 又は所在地 天草市東浜町8番1号													
支 払 者		氏名又は名称 あまくさ商事株式会社 代表取締役社長 天草重太郎													
										(電話) 0969-23-1111					

## ■ 給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

- ① 給与所得者の令和8年1月1日(中途退職者は、退職時)現在の住所又は居所を確認して記入してください。  
なお、住民登録地と異なる場合は、住民登録地をカッコ書きしてください。  
※ 市・県民税は実際の居住地(生活の本拠地)の市町村で課税されます。
- ② 「個人番号」の欄には、給与の支払を受ける方の12桁の個人番号(マイナンバー)を正確に記入してください。  
また、氏名を正確に記入し、「フリガナ」も必ず記入してください。  
※受給者番号は桁数を揃えてください。
- ③
- 「控除対象配偶者」…  
控除対象配偶者がある場合は「有」の欄に○印、  
「配偶者(特別)控除の額」欄に「380,000円」と記入してください。  
控除対象配偶者が70歳以上の場合は「老人」欄に○印、  
「配偶者(特別)控除の額」欄に「480,000円」と記入してください。  
いずれも、⑥内の「配偶者の合計所得」欄も記入してください。
  - 「配偶者特別控除の額」…  
配偶者特別控除の場合は控除金額を記入し、  
⑥内の「配偶者の合計所得」欄も記入してください。
  - 「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)」「16歳未満扶養親族の数」…  
扶養人数を記入してください。  
また、「老人」欄の「内」欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を記入してください。  
※ 同居老親等は、本人又は配偶者の直系尊属であって、同居を常況としている方のみ該当します。  
(老人ホームに入居している方は同居老親等に該当しません。)
- ※ご注意ください**  
人数の記入がない場合、⑦欄に氏名の記入があっても反映されませんので、該当がある場合は必ず人数の記入をお願いします。
- 【令和7年分～】**  
**「特親」欄には、特定親族特別控除の対象となる方の人数を記入してください。**
- 「障害者の数(本人を除く。)」…  
控除対象配偶者及び扶養親族のうち、障害者の数を記入してください。  
また、「特別」欄の「内」欄には、同居特別障害者に該当する控除対象配偶者及び扶養親族の数を記入してください。  
※ 同居特別障害者は、本人若しくは配偶者又は本人と生計を一にする親族との同居を常況としている方のみ該当します。  
※ ⑤(摘要)内には控除対象となる障害者の方の氏名と、障害の種類・等級を記入してください。
  - 「非居住者である親族の数」…  
控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養親族(16歳未満を含む。)のうち、国外に居住する者がいる場合にその人數を記入してください。
- ④ 【令和7年分～】**  
**● 「特定親族特別控除の額」…**  
**特定親族特別控除の額の合計金額を記入してください。**
- | 特定親族の合計所得金額<br>(収入が給与だけの場合の収入金額) | 特定親族特別控除額 |
|----------------------------------|-----------|
| 58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)    | 63万円      |
| 85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)    | 61万円      |
| 90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)    | 51万円      |
| 95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)   | 41万円      |
| 100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)  | 31万円      |
| 105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)  | 21万円      |
| 110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)  | 11万円      |
| 115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)  | 6万円       |
| 120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)  | 3万円       |
- ⑤**
- 前職分の給与と合算して年末調整を行った場合には、**  
摘要欄に前職分の
    - ・給与支払金額
    - ・社会保険料等の金額
    - ・源泉徴収税額
    - ・退職年月日
    - ・支払者名を必ず記入してください。  
※ 中途就職の方で、自社分給とのみの報告の場合には、「前職無し」と記入してください。
  - 障害者控除の対象となる控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合は、**当該控除対象配偶者及び扶養親族の氏名を摘要欄に記入してください。氏名の後には「(障害の種類・等級)」を記入してください。
  - 普通徴収の場合は、以下の該当する略号(A～F)を選択し、記入してください。**
- | 略号 | 理由                                    |
|----|---------------------------------------|
| A  | 退職者又は退職予定者(5月末まで)                     |
| B  | 他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)              |
| C  | 給与の支払いがない月がある者                        |
| D  | 事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)                  |
| E  | 給与受給者総数が2人以下<br>※全従業員数からA～D・Fの該当者を除く人 |
| F  | 年間の給与の支払い金額が1,030,000円以下の者            |

⑥

- 「生命保険料の金額の内訳」…  
 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」にその年中に支払った各種保険料の金額を記入してください。  
 ※「生命保険料の控除額」を計算する際は、**1円未満の端数は切り上げてください。**
- 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」  
 「住宅借入金等特別控除適用数」…  
 年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。  
 なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び  
 住宅借入金等年末残高を記入してください。  
 「住宅借入金等特別控除可能額」…  
 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、  
 住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。  
 「居住開始年月日（1回目、2回目）」  
 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。  
 「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」…  
 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。  
 住… 一般的な住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）  
 認… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合  
 増… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合  
 震… 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった  
 場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅  
 借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」  
 の規定の適用を選択した場合  
 ※住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、区分に応じて「住(特家)」、  
 「認(特家)」、「震(特家)」と記入してください。  
 ※住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は「(特)」、特別特定取得に該当する場合は「(特特)」、  
 特例特別特例取得に該当する場合は「(特特特)」と併記してください。  
 「住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）」… 住宅借入金等年末残高を記入してください。  
 ☆「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載誤りが多数見受けられます。住民税に影響がある場合がありますので、  
 記載事項について再度確認をお願いします。

- 「配偶者の合計所得」…  
 配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得を記入してください。  
 ※収入金額ではありませんのでご注意ください。
- 「国民年金保険料等の金額」…  
 「社会保険料等の金額」の欄の金額に含まれる  
 国民年金保険料等の金額を記入してください。
- 「旧長期損害保険料の金額」…  
 「地震保険料の控除額」の欄の金額に係るその  
 年中に支払った旧長期損害保険料の金額を記入してください。  
**【令和7年分～】**  
 ● 「基礎控除の額」… 基礎控除の額に相当する金額を記入してください。
- 「所得金額調整控除額」… 所得金額調整控除の適用がある場合は、記入してください。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額 (令和7・8年分)
132万円以下 (200万3,999円以下)	<b>95万円</b>
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	<b>88万円</b>
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	<b>68万円</b>
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	<b>63万円</b>
655万円超 2,350万円以下 ( 850万円超 2,545万円以下)	<b>58万円</b>

⑦

- 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」、「特定親族特別控除の対象者」の氏名・フリガナ・12桁の個人番号（マイナンバー）・区分（国外に居住する場合は○印を記載）を記入してください。  
 「控除対象配偶者」が非居住である場合は「区分」欄に○印を、  
 「控除対象扶養親族」が非居住である場合は「区分」欄に01～04の該当する数字を、  
 「16歳未満の扶養親族」が非居住である場合は「区分」欄に○印を。  
**【令和7年分～】**  
 「特定親族特別控除の対象者」が居住者である場合は「区分」欄に10～90の該当する数字を、  
 「特定親族特別控除の対象者」が非居住者である場合は「区分」欄に11～91の該当する数字を記入してください。  
 ※詳細は「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の8ページ目をご覧ください。

⑧

- 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」…  
 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の  
 前に記載したカッコ書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対になるようにしてください。
- 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」…  
 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前には「摘要」の欄に記入した氏名等  
 の前に記載したカッコ書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対になるようにしてください。

⑨

給与所得者本人が該当する場合は、○印を記入してください。

⑩

給与所得者本人の生年月日を必ず記入してください。

⑪

給与支払者の法人番号を記入してください。